

## 宮崎市防災協力事業所登録制度 Q & A

Q 1 「防災事業所登録制度」とは、どのような制度なのでしょうか。

A 1 地域貢献の一環として、事業所が保有する施設、資機材、組織力等の提供を受けることにより、地域防災力の強化を図ることを目的とした登録制度です。大規模災害時（地震・津波災害、台風、その他の風水害など）には、登録した協力項目について、事業所の本来の業務に支障のない範囲で、自主的に支援していただきます。なお、活動の費用等については、すべて事業所の負担となります。

Q 2 登録するための手続きを教えてください。

A 2 登録を希望する事業所は、防災協力事業所登録申請書に必要事項を記入のうえ、市に提出していただくことになります。市で内容等を審査した後、台帳に登録を行います。登録後に、事業所に対して登録証とステッカーを交付します。また、申請に際しては、参考資料として、提供していただける資機材、設備及び避難所スペース等の写真等を申請書に添付していただくことがあります。

Q 3 登録するための条件として、新たに資機材を購入する必要はないのですか。

A 3 登録するために、資機材等を購入する等の金銭的な負担は全く必要ありません。

Q 4 「人的な協力」について教えてください。

A 4 災害発生時に事業所の従業員が避難誘導や応急処置、救助活動などを地域住民と一緒にやることです。また、技術者などの派遣も含まれます。

Q 5 「物的な協力」について教えてください。

A 5 災害発生時に毛布やタオル、インスタント食品、飲料水等を被災している地域住民に提供したり、電化製品や仮設トイレなどを保有している場合は、避難所に貸し出ししたりすることなどです。

Q 6 「避難所等の提供」について教えてください。

A 6 災害発生時に一時的な避難所として、事業所の敷地、駐車場、会議室等を地域住民に提供することです。

Q 7 物的協力の中の「資機材の提供」について教えてください。

A 7 災害発生時に事業所で所有する発電機やショベルカー、ジャッキ等を地域で行う防災協力活動に提供いただくことです。

Q 8 いつでも協力できる体制でなければ、登録できないのでしょうか。

A 8 事業所の可能な範囲で、自主的な判断で防災協力活動を行っていただくことになります。

Q 9 災害時に地域貢献をしたいのですが、資機材や避難所として利用できる敷地等がない場合でも登録できますか。

A 9 事業所の従業員数に関係なく、避難誘導や応急処置、救助作業等を地域住民と協力して実施していただくことで、「人的な協力」として登録することが可能です。

Q 10 登録した場合の活動範囲について教えてください。

A 10 活動範囲については、事業所が本来の事業に支障とならない範囲（地域）での協力をお願いします。

Q 11 登録に際し、研修や講習を受ける必要がありますか。

A 11 特に研修や講習を受ける必要はありません。

Q 12 登録後、防災訓練等に参加しなければいけないのですか。

A 12 平常時において、可能な範囲で地域の防災訓練や地域活動への参加をお願いします。また、市が主催する防災訓練への参加案内を行う場合もありますので、その際は協力をお願いします。

Q 13 登録した場合、事業所にどのようなメリットがあるのですか。

A 13 市ホームページや広報紙等で、事業所名を防災協力事業所として掲載し、広報させていただきます。

Q 14 例えば、広告や名刺にて、「〇〇株式会社は、宮崎市防災協力事業所に登録し、地域に貢献しています。」等のように、事業所のPRとして活用してもよいのでしょうか。

A 14 基本的には広告などに掲載していただいても結構です。ただし、掲載内容等については、事前に市に相談をお願いします。

Q 15 災害が発生した場合、活動する期間を教えてください。

A 15 協力する期間は、大規模災害の発生した日から事業所の本来の業務に支障のない日までの期間となります。

Q 16 災害時の協力活動に関する費用については、自己負担となるのでしょうか。

A 16 登録制度がボランティア精神に基づくものであることから、原則は事業所の負担となります。

Q 17 災害活動中に従業員等が負傷した場合の費用について教えてください。

A 17 活動時の費用同様に事業所の負担となります。

Q 18 登録後に事業所の所在地や名称等が変わった場合はどうすればよいのでしょうか。

A 18 変更申請を提出していただくことになります。

Q 19 都合により、事業所の登録を取り止める場合は、どのようにすればよいのでしょうか。

A 19 登録の抹消届出が必要となります。詳しくは危機管理課まで連絡ください。

Q 20 協会や協同組合などが宮崎市と既に災害協定を締結している場合は、その協会や組合などに加入している事業所は、登録することができないのでしょうか。

A 20 あくまでも本制度は、個々の事業所を登録単位としていますので、登録し、防災協力活動をすることはできます。